

議案第 2 4 号	三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	市民病院の診療体制の充実を図り、より良い医療を提供することを目的として、病院事業の事務部局の職員の定数を増員するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【内 容】</b>  第 2 条第 1 項第 1 1 号中「4 1 1 人」を「4 5 5 人」に改める。  （病院事業の事務部局の職員）</p> <p><b>【施行期日】</b>  この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	